

明星学園高等学校サッカー部父母会規約

第一章 総則

第一条 [名称] 本会は明星学園高等学校サッカー部父母会（以下、父母会という）と称す。

第二条 [事務所] 本会の事務所は明星学園高等学校サッカー部部室に置く。

第三条 [目的] 本会は明星学園高等学校サッカー部が、より良い活動ができるよう支援および、会員相互の親睦を目的とする。

第四条 [活動] 本会は第三条の目的を達成するために、次の活動を行なう。

- 1、部活動の支援と協力
- 2、会員相互の親睦と融和のための活動
- 3、その他目的達成に必要な活動

第二章 会員および組織

第五条 [会員] 本会は明星学園高等学校サッカー部部員の父母と支援者によって構成する。

第六条 [役員] 本会は次の役員を置く。

会長	1名	会計	2名
庶務	2名	監査	1名

第七条 [役員を選出] 役員は年度の父母会の互選により選出する。

会長、会計、庶務の任期は12年生引退月までとする。

第八条 [会務]

- 1、会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2、会計は本会の経理を担当する。
- 3、庶務は連絡などを担当する。
- 4、監査は会計報告の監査を担当する。

第三章 会計

第九条 [会計] 本会の会計は会費、その他の収入を以てこれに当てる。

第十条 [会費] 会費は年度ごとに会員の承認を得て決める。

第十一条 [期間] 本会の会計年度は、新チームスタート翌月から12年生引退月までとする。

第四章 附則

- 1、本規約は平成26年12月20日より施行する。